「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店出店者募集要領

１　趣旨

本市で開催される特別国民体育大会（以下「国体」という。）に参加する選手，監督，役員，視察員，報道員，その他関係者及び一般観覧者の利便を図るとともに，地域の特産品等の紹介及び販売を促進するため，「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項に基づき，燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の出店者を募集します。

２　設置場所・期間等

　　売店の設置場所，期間等は次表のとおりとし，設置期間中の途中開設及び閉店は原則認めません。ただし，競技会が中止の場合及び実行委員会が特に認めた場合はこの限りではありません。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 競技名 | 設置場所 | 設置期間 | 開設時間 | 選手役員  延べ見込数 | 観客  延べ見込数 |
| ゲートボール | 指宿市営陸上競技場 | ９月23日(土) | ９:00 ～ 17:00 | 約750人 | 約200人 |
| ９月24日(日) | ８:30 ～ 15:00 |
| ソフトボール  (成年女子) | 開聞総合グラウンド駐車場 | 10月８日(日) | ８:30 ～ 17:00 | 約1,200人 | 約3,000人 |
| 10月９日(月) | ８:30 ～ 17:00 |
| 10月10日(火) | ８:30 ～ 14:00 |
| バドミントン | 指宿総合体育館  駐車場 | 10月13日(金) | ８:30 ～ 17:00 | 約2,500人 | 約5,000人 |
| 10月14日(土) | ８:30 ～ 17:00 |
| 10月15日(日) | ８:30 ～ 17:00 |
| 10月16日(月) | ８:30 ～ 16:00 |

３　開設時間

売店の開設時間は，原則として競技開始の１時間前から午後５時までとします。ただし，実行委員会は，必要に応じて開設時間を変更できるものとします。

４　出店位置及び規模

売店の出店位置は，出店者決定後に実行委員会が開催する出店者説明会で決定することとします。また，出店規模は原則として１店舗あたり１ブース20㎡（２間（3.6m）×３間（5.4m）のテント）以内とします。ただし，実行委員会は，出店申込状況等を勘案して，必要に応じてこれを調整することができるものとします。

５　設置備品

売店出店に伴う設置備品のうち，次に掲げるものは実行委員会が準備します。その他必要な設備等は出店者が準備することとします。また，実行委員会の許可を受けて火気等の使用に伴う備品を使用する出店者は，ブース内に必ず消火器を設置してください。

(1)　テント（２間（3.6m）×３間（5.4m））　１張（横幕を含む。）

(2)　長机　６台

(3)　椅子　４脚

　 ※出店規模を狭める場合，テント0.5張単位で行います。

６　販売品目

売店における販売品目は，次に掲げるものとします。

(1)　スポーツ用品

(2)　国体関連グッズ

国民体育大会標章又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のマスコット

「くりぶーファミリー」を使用した商品で，それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会から使用承認を得ているものとします。

(3)　地域特産品

指宿市又は鹿児島県の名産品として，営業店舗等で販売しているものとします。

なお，農畜水産物，農畜水産加工品，地酒，菓子などの土産品については，これに含むものとします。

(4)　飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア　製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下，「営業許可施設等」と

いう。）において製造・加工されたもので，容器包装等により衛生的な措置が

とられ，かつ，法令等の規定に基づく適正な表示がされているもの。

イ　現場調理品

簡易な調理，加工のみとし，あらかじめ営業許可施設等において下処理され

たものを搬入し，提供直前に加熱調理する食品，飲料，菓子，アイスクリーム

類の小分け，かき氷等に限る。

(5)　宅配便，郵便，はがき・切手類

(6)　その他実行委員会が特に認めたもの

７　出店者条件

売店の出店者は，次の各号に該当し，かつ，実行委員会が選定する者とします。

(1)　次の条件のいずれかに該当する者

ア　原則として市内に店舗を有し，申請時に営業を継続している者

イ　過去の国体において出店実績がある者

ウ　スポーツ用品，国体関連グッズ，地域特産品，飲食物に係る関係団体等

エ　その他実行委員会が特に認めた者

(2)　次の条件のいずれにも該当する者

ア　各競技開催期間中，この要領で定める開設時間等を遵守して出店することができること。

イ　法令等により許可又は登録を必要とする営業については，当該許可又は登録を受けていること。

ウ　申請日から起算して過去１年以内に，関係法令等の違反による処分を受けていないこと。

エ　飲食物販売の出店者については，過去３年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。また，食品賠償保険等に加入していること。

オ　申請書の提出時点において，納税義務が履行されていること。また，上・下水道等の使用料の滞納がないこと。

カ　指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第２条第１号から第２号までの規定に該当していないこと。また，販売員等として，使用又は雇用していないこと。

キ　実行委員会が開催する出店者説明会には必ず出席すること。なお，県外の出店者については別途対応とする。

８　出店申請

出店希望者は，実行委員会が定める期日までに，売店出店申請書（様式第１号）に関係書類（様式第２号から第４号まで），並びに売店責任者の本人確認書類（免

許証等公的機関が発行したもので，顔写真のあるもの）の写しを添付し，実行委員会に持参又は郵送で提出してください。

９　出店料

　　１店舗あたりの出店料は次表のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出店者区分 | 出店規模 | 出店料 |
| 指宿市内に店舗を有するもの | １ブース | 2,000円／日 |
| 指宿市内に店舗を有しないもの | １ブース | 5,000円／日 |

※１ブース20㎡（２間（3.6m）×３間（5.4m））テント１張を基本とします。ただし，テント0.5張を希望する場合は，出店料は半額とし，設置備品（長机・椅子）

も半数とします。

10　出店料の免除

次のいずれかに該当する出店者については，出店料を免除することができます。この場合，出店料の免除を受けようとする出店者は，出店料免除申請書（様式第５号）を提出し，実行委員会の承認を受けてください。

(1)　行政機関

(2)　障害福祉団体，障害福祉サービス事業所等

(3)　県内の学校

(4)　その他実行委員会が特に認めた者

11　出店者の選定

実行委員会は，８に規定する申請があったときは，本要領に基づき申請内容の審査を行い，出店が適当であると認める者を出店者として選定します。ただし，申請者が，次のいずれかに該当するときは，実行委員会は当該申請者を優先して出店者として選定し，これによることができない場合は抽選により選定します。

(1)　10に規定する申請により出店料の免除を受けた者

(2)　売店等の取扱品目に係る業種別協議会や連合会，協同組合の団体

(3)　かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）認証取得品の取扱いがある者

(4)　その他実行委員会が特に認めた者

12　受付期限

　受付期限：令和５年５月31日（水）まで

　受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで

　※土，日，祝日を除く。

　※郵送の場合は，受付期間内に必着とします。

13　提出及び問合せ先

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会事務局

（指宿市役所　スポーツ振興課国体推進室内）

〒891-0404　鹿児島県指宿市東方9300番地１（ふれあいプラザなのはな館内）

TEL 0993-23-1014／FAX 0993-23-1004

E-mail：kokuspo@city.ibusuki.jp

14　その他

(1)　競技会場では斡旋弁当を利用する国体関係者がいるほか，休憩所では一般観覧者も利用できる無料ドリンクコーナーの設置や，数量限定でのふるまい料理が提供される場合があります。

(2)　出店者決定後，出店者説明会を開催します。日程については，後日，お知らせしますので必ずご出席ください。なお，出席されない場合，出店許可を取り消すことがあります。県外の出店者については，別途対応することとします。

(3)　提出された書類に含まれる個人情報等については，実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし，その他の目的には使用しません。

(4)　出店にあたっては，「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や業種ごとのガイドラインに基づき，感染防止対策を実施してください。

(5)　出店にあたっては，「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項を遵守することとし，その他詳細については実行委員会事務局へ問い合わせてください。